

富山県セーリング連盟規約

第一章 総則

第1条 (名称)

本連盟は、富山県セーリング連盟と称する。

第2条 (目的)

本連盟は、(財)日本セーリング連盟の組織に属して、富山県におけるセーリング界を代表し、その普及発展ならびに会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 (事業)

本連盟は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

1. 競技会、講習会の開催および強化育成。
2. 県代表選手の選考、派遣。
3. セーリング普及に関する事業。
4. 会員相互の親睦に関する事業。
5. その他必要と認められる事業。

第4条 (所在地)

本連盟の事務所を総務部長住所に置く。

第5条 (会員)

本連盟の会員は、富山県下のセーリング・ヨット加盟団体(協会、部、同好会等)に所属する会員、およびヨット愛好者をもって構成する。

第6条 (入会および脱会)

本連盟の会員となるには(財)日本セーリング連盟もしくは富山県セーリング連盟会員の登録を持って申し込みとし、脱会、除名は、理事会の決議による。

第二章 役員

第7条 (役員)

本連盟には次の役員を置く。

会長	1名	副会長	若干名	顧問	若干名
理事長	1名	副理事長	若干名	理事	若干名
監査	2名				

第8条 (任期)

役員任期は2年とし、再任は妨げない。

補充・補欠による役員任期はその残任期間とする。

第9条 (任期満了時の経過措置)

任期満了後といえども後任者の就任までは、引き続きその地位にあるものとする。

第10条 (会長、副会長)

会長・副会長は理事会において推挙し、総会が承認する。

会長は、本連盟を総括し、代表する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代理する。

第11条 (理事長、副理事長、理事)

理事長、副理事長、理事は、理事会において選任する。

理事長は、会長の指揮を受け業務を総括し、会長、副会長事故ある時は、これを代理する。

理事は連盟の業務を分担する。

監査は財務に関する帳簿、記録などを監査する。

第12条 (顧問)

顧問は理事会の推薦により、会長これを委嘱する。

第三章 会議

第13条 (総会)

定例総会は年1回開催する。

尚、会長または理事会が必要と認めたとき、および会員の1/3以上の請求があったときには、会長は臨時総会を開催しなければならない。

第14条 (総会の審議)

総会は次の事項を審議する。

1. 役員人事に関する事項
2. 事業に関する事項
3. 予算及び決算に関する事項
4. 規約の変更に関する事項
5. その他の重要事項

第15条

総会の決議は出席者の過半数をもって決し、賛否同数であるときは、必要に応じて理事長が招集し、会を運営する。

第16条 (議長)

会議の議長は、出席者の互選により選出する。

第17条 (理事会)

理事会は、会長、副会長、および理事をもって構成し、必要に応じて理事長が招集し、会を運営する。

第18条 (理事会の審議)

理事会は次の事項を審議する。

1. 役員人事に関する事項
2. 事業に関する事項
3. 予算及び決算に関する事項
4. 規約の変更に関する事項
5. 表彰に関する事項
6. その他必要事項

第19条

理事会の決議にあたっては、第15条を準用する。

第四章 会員の義務

第20条 (会費の納入)

本連盟の会員は別に定める会費を納入しなければならない。

第21条 (協力)

本連盟の会員は、この規約に定める目的および事業の遂行にあたり、常に協力し、もってセーリングの発展に努めなければならない。

第22条 (指導)

本連盟の会員は、後進の指導、育成に努めなければならない。

第五章 会計

第23条 (会費)

本連盟の経費は、個人会費、寄付金、補助金およびその他の収入をもって充てるものとする。

第24条 (会計年度)

会計年度は、毎年4月1日にはじまり、3月31日に終わる。

第六章 運営

第25条 (加盟)

富山県下の各セーリング・ヨット団体及びチームは本連盟に加盟することを原則とする。

第26条 (競技会)

本連盟もしくは傘下団体がしゅさいする競技の参加には、原則として登録会員であることを要する。

第七章 補則

第27条 (細則)

本連盟の運営にあたり、必要な細則は理事会にて定めるものとする。

付 則

この規約は昭和58年4月1日より実施する。

付 則

この規約は平成5年4月1日より実施する。

付 則

この規約は平成10年4月18日より実施する。

付 則

この規約は平成11年4月1日より実施する。

付 則

この規約は平成13年4月8日より実施する。

富山県セーリング連盟規約

第1条 (趣旨)

この細則は、富山県セーリング連盟規約の施行に関し、第27条に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第2条 (年会費)

個人の年会費については以下のとおりとする。

会長 100,000円 副会長 50,000円 顧問 30,000円

(上記の会費には(財)日本セーリング連盟登録料を含む。)

理事長・副理事長 日本セーリング連盟会費+15,000円

理事 日本セーリング連盟会費+10,000円

一般 日本セーリング連盟会費+3,000円

大学生 日本セーリング連盟会費+2,000円

高校生 日本セーリング連盟会費+1,500円

ジュニア 日本セーリング連盟会費+1,000円

尚、(財)日本セーリング連盟登録料は以下の通りである。

一般 5,500円 4年会員21,000円 高校生 2,000円 ジュニア 1,500円

付 則

この規約は平成11年4月1日より実施する。

付 則

この規約は平成13年4月8日より実施する。